

令和6年6月7日

株 主 各 位

金 沢 市 割 出 町 5 5 6 番 地

北陸鉄道株式会社

代表取締役社長 宮岸 武司

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、令和6年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年6月27日（木曜日） 午前10時（午前9時より受付）
2. 場 所 金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館（南町バス停下車）
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第112期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役全員任期満了につき3名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

-
- 1 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 2 お車でお越しの場合の駐車料金等は、各自のご負担をお願いいたします。
 - 3 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hokutetsu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - 4 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

令和6年能登半島地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

この度の震災により、当社グループでは能登地区に拠点を置く北鉄奥能登バス(株)と北鉄能登バス(株)において本社建物・整備棟や営業所等で地震による被害を受けたほか、当社の本社建物についても破損をいたしました。特に北鉄奥能登バス(株)運行エリアについては道路状況等の損傷が激しく到底通常営業ができる状態ではありませんでした。また、多くの従業員が被災し家屋にも被害が生じ避難所生活を強いられておりました。今までの街並みが一変し運行も再開できない程に支障をきたし、危機的な状況となっておりました。

震災発生直後より、被害状況の把握とその対策をはじめ、運行业務の停滞を最小限にすべく「緊急災害対策本部」を発生から1時間余りで立ち上げ、当社グループ従業員の安否確認作業を進めた結果、軽症者が若干名で済みました。そうした中で運行再開に向けた取り組みを行い、震災翌日の1月2日には小松空港リムジンバスを、翌3日には金沢・加賀エリアの路線バスと石川線の運行を再開し、さらに浅野川線も4日に運行を再開することができました。能登地区の路線については、1月中旬から段階的に運行を再開しております。

また、道路の復旧工事が進み、運休していた能登方面への特急バスを1月25日から3月15日の間で被災者とその親族を優先とし一部再開(運賃無料)し、金沢駅から輪島市と珠洲市へ運行いたしました。今後も公共交通としての使命のもと地域行政と連携し、被災地域の1日も早い復興を願い取り組んでまいります。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの5類感染症移行により人流が活発となり国内景気は持ち直し傾向へと転じ、石川県内でも観光客や訪日外国人の回復等が堅調に見受けられております。その一方で、ウクライナ情勢の長期化や緊迫する中東情勢などの軍事的緊張の高まりに影響された原材料・エネルギー価格の高止まりや円安による物価の上昇もあり、景気の先行きに対する不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループの連結業績は、営業収益が8億56百万円増収の111億80百万円となりました。営業費では、業務量回復により人件費や部

材高騰による燃料費や諸経費の増加があったものの、バス車両の更新抑制等による減価償却費の減少などにより、営業利益は6億33百万円改善の1億46百万円となりました。これに能登地区・加賀地区の赤字バス路線に対する運行補助金などを加えた親会社株主に帰属する当期純利益は8億25百万円となり2期連続の黒字となりました。また、当社の営業収益は5億7百万円増収の47億34百万円となり、当期純利益は4億4百万円となりました。

しかしながら、令和6年能登半島地震は甚大な影響をもたらし、能登地区での通常運行には、相当な時間を要するものと予想されます。そしてコロナ禍により抑制しておりましたバス車両等を含む大型設備投資や借入金の返済が急務であり、今は早期での財務基盤の健全化を確立させることを第一に考え、誠に遺憾ではございますが、当期の配当につきましては、見送らせて頂きたいと存じます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ア. 運輸業

乗合バス事業では、金沢駅西口乗り場に高速・特急路線を集約し、ご利用のお客様により分かりやすく利便性の向上を図りました。

これに伴い、金沢駅東口バスターミナルにあった北鉄駅前センターを金沢駅西口バスターミナルに移転し、「北陸鉄道チケットセンター」に名称変更いたしました。

10月1日に消費税改定を除けば26年ぶりに金沢近郊路線を中心に運賃改定を実施いたしました。さらに、タッチ決済対応のクレジットカード等による決済サービスを北陸新幹線敦賀延伸日の3月16日から加賀エリア及び金沢エリアの一部で開始しております。

高速乗合バス事業では、特に人流が活発化したことにより訪日外国人に好評の高山線が順調な伸びを見せたほか、名古屋線・新潟線につきましては回復傾向にあります。

貸切バス事業では、大型クルーズ船の寄港や各種イベントが再開されたこともあり増収となりました。

鉄道事業でも、10月1日に4年ぶりとなる運賃改定を実施しました。石川線では「ビール電車」を復活したほか、鉄道線を知って頂く試みとして園児のぬり絵作品募集や、10月には小学生無料乗車企画を土曜・日曜・祝日の計10日間実施しました。

また、北陸新幹線敦賀延伸に合わせ、日中時間帯の上下4本の増便や時刻変更を実施し、新西金沢駅におけるIRいしかわ鉄道線との乗り換え利便性向上を図りました。浅野川線では、8000系の復刻塗装など引退記念イベントや「あさでんまつり」を実施し、地域の皆様へ利用の促進を図りました。

これらの結果、運輸業の連結営業収益は7億63百万円増収の84億15百万円となり、営業損失は5億76百万円改善の71百万円となりました。

イ. レジャー・サービス業

航空事業管理部門では、小松空港を発着する国内線の人流の回復や4月から国際線の復便が大きく寄与し増収となったほか、**自動車教習部門**では、学科教習オンライン化の需要増加などもあって増収となりました。**旅行部門**では、コロナ禍の影響も癒え国内旅行の需要も回復し前年に比べ増収となりました。**情報システム部門**では、税法改正に伴うソフト開発やハードウェア販売が好調に推移し増収となりました。これらにより、レジャー・サービス業の連結営業収益は6億47百万円増収の32億24百万円となりましたが、費用も増加し営業利益は1億8百万円増益の1億18百万円となりました。

ウ. 建設業

建設業では大型工事の減少などにより、連結営業収益は1億2百万円減収の8億55百万円となりましたが、費用も減少したことにより、営業利益は52百万円増益の64百万円となりました。

エ. 賃貸業

賃貸業では、七ツ屋地区の高齢者向け住宅建設(令和5年12月営業開始)の土地貸付などにより増収となったものの、兼六元町用地の貸付契約が終了したことによる駐車場収入の減収もあり、連結営業収益は3億3百万円と前年並みとなり、営業利益は8百万円増益の1億66百万円となりました。

2. 対処すべき課題

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた奥能登地区につきましては、徐々に路線再開を進めてきておりましたが、通常運行までの再開目途が未だたつてはおりません。しかしながら、今でも地元を離れず被災地にて居住し生活をしておられる被災者の方々に1日でも早い日常生活を取り戻して頂きたいと、各行政機関と連携をとりながら復興の一助となるよう公共交通機関として努めてまいります。

こうした中、2期連続で黒字を計上することができましたが、その要因は人件費の削減や設備投資の抑制を行った効果によるものです。令和6年度も安全運行を継続しながら、次の4つの取り組みを進めてまいります。

ア. 鉄道線の在り方

当社では、国、県、市町、公共交通事業者及び住民団体などで構成される石川中央都市圏地域公共交通協議会（法定協議会）に参画し、自社単独での運営が困難な鉄道線について、線路や電路等の鉄道施設を公が所有する上下分離方式による存続について提案しました。令和5年8月の「北陸

鉄道線のあり方に関する沿線自治体首長会議」では、石川線については鉄道線としての存続が望ましいことが確認され、今後の論点として、鉄道線の利便性向上策や北陸新幹線・I R いしかわ鉄道との連携のほか、当社、行政及び住民の関わり方が明示されました。今後も沿線自治体と連携しながら、地域全体で支える持続可能な新たな仕組みの構築を目指すとともに、鉄道線が地域に欠かせない社会インフラとしてしっかり役割が果たせるよう努めてまいります。

イ. バス運転士の定着と獲得

バスの運転士不足は全国的にも深刻な問題となっておりますが、当社グループでも、バス運転士の確保が急務となっております。そのため新たに社員紹介制度を導入いたしました。また、運転体験会や会社見学会も開催し、一人ひとりに運転士の魅力発信を実施いたしました。さらに人事部内に人財開発部門を新設し、新年度より新たに運転士募集に特化したCMの放映や、やりがいや魅力をテーマとしたラジオ放送の出演等の取り組みを行っております。

また、定着を図るため賃金の改善や定年後の再雇用制度の見直しなど労働環境の改善も実施し、引き続き一人でも多くの運転士を確保できるよう全力で取り組んでまいります。

ウ. タッチ決済システムの拡充

令和6年度には金沢都市部へのバスにも拡充し、さらに令和7年度には鉄道線においても導入を計画しております。

今後はタッチ決済システムの拡充によって、交通系ICカードをお持ちでない方にも快適にご利用頂くことはもちろん、割引運賃や定額運賃の導入など柔軟な運賃施策を実施することで利用促進にも努めてまいります。

エ. 社有地の有効活用

現在、兼六元町用地に新たに有料高級老人ホームを誘致し建設しており、安定的な収益を確保しております。今後もさらに社有地の有効活用を検討してまいります。

当社は昨年10月に創立80周年の節目を迎えることができました。これまで長きにわたり事業を継続できたのは、ご利用のお客様をはじめとして、株主の皆様方並びにお取引先や行政関係の皆様のおかげであり、心より感謝申し上げます。

今後も北陸新幹線敦賀延伸以降、北陸方面への人流がますます活発となることが見込まれます。当社グループは、温かいおもてなしで、石川県民の皆様はもちろんのこと、石川県外から訪れる観光客そして訪日外国人に、より多くの支持と信頼を頂けるよう「安全・安心」を全事業においてご提供するよう努めてまいります。株主の皆様方におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資のうち、主なものは次のとおりです。

運 輸 業	自動車事業（リース資産を含む） 車 両 一般路線車 高速車 貸切車 タッチ決済機器の設置	16両 2 両 3 両 1 式
	鉄道事業 浅野川線 車両更新	1 式

4. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第109期 令和2年度	第110期 令和3年度	第111期 令和4年度	第112期 令和5年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (千円)	7,775,007	8,584,374	10,323,186	11,180,168
経常利益(△損失) (千円)	△ 3,435,479	△ 2,200,759	△ 485,482	182,837
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失) (千円)	△ 2,031,513	△ 1,012,702	653,006	825,549
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△ 576.25	△ 287.26	185.23	234.17
総 資 産 (千円)	18,941,867	17,339,982	16,803,916	17,461,148
純 資 産 (千円)	5,273,157	4,292,288	5,071,165	6,033,023

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第109期 令和2年度	第110期 令和3年度	第111期 令和4年度	第112期 令和5年度 (当期)
営 業 収 益 (千円)	2,968,996	3,311,189	4,227,543	4,734,628
経常利益(△損失) (千円)	△ 1,138,826	△ 787,810	361,723	550,238
当期純利益(△純損失) (千円)	△ 925,406	△ 689,516	682,011	404,114
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△ 262.50	△ 195.58	193.45	114.63
総 資 産 (千円)	11,484,675	10,777,964	10,752,578	11,571,083
純 資 産 (千円)	3,317,629	2,627,922	3,382,197	3,905,488

6. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	当社子会社の持株 を含めた出資比率 (%)	主要な事業内容
北 鉄 金 沢 バ ス (株)	90	93.6	100.0	自動車事業
北 鉄 加 賀 バ ス (株)	40	71.1	100.0	自動車事業
北 陸 電 設 (株)	45	48.5	100.0	電気工事業
(株) 北 鉄 航 空	48	50.0	100.0	航空事業管理業
(株) ホ ク リ ク コ ム	40	74.4	85.0	コンピューター ソフト開発

7. 主要な事業内容

部 門	内 容	会 社
運 輸 業	乗合自動車事業 営 業 杆 3,922km 車 両 数 480両 路 線 数 135路線 貸切自動車事業 車 両 数 77両	当社 北鉄金沢バス(株) 北鉄能登バス(株) 北鉄奥能登バス(株) 北鉄白山バス(株) 北鉄加賀バス(株)
	鉄道事業 第1種鉄道事業 石 川 線 13.8km 客車12両 浅野川線 6.8km 客車12両	当社
レ ジ ャ ー ・ サ ー ビ ス 業	コンピューターソフト開発	(株)ホクリクコム
	石油製品の販売	北陸ビルサービス(株)
	建物維持管理及び清掃の受託	
	自動車教習所	北陸自動車興業(株)
	旅行業	北鉄金沢バス(株)
	航空事業管理業	(株)北鉄航空
	広告業	
	保険代理業	
建 設 業	電気工事業	北陸電設(株)
	道路標識標示の設置施工	北陸道路施設(株)
賃 貸 業	貸アパート 貸駐車場 土地建物貸付	当社

8. 主要な営業所等

部 門	名 称	所 在 地
運（自動車事業） 輸 業	本 社 営 業 所：金沢営業所ほか3箇所 販売窓口：北陸鉄道チケットセンターほか3箇所	金沢市
	営 業 所：南部支所ほか1箇所	白山市
	営 業 所：北鉄加賀バス本社	小松市
	営 業 所：北鉄加賀バス加賀営業所 販売窓口：北鉄加賀バス山中温泉バスターミナル	加賀市
	営 業 所：北鉄能登バス羽咋営業所	羽咋市
	販売窓口：北鉄能登バス高浜案内所	志賀町
	営 業 所：北鉄能登バス本社 販売窓口：北鉄能登バス七尾駅前センターほか1箇所	七尾市
	営 業 所：北鉄奥能登バス本社 販売窓口：北鉄奥能登バス輪島旅行センター	輪島市
	営 業 所：北鉄奥能登バス飯田支所	珠洲市
	営 業 所：北鉄奥能登バス穴水支所	穴水町
	営 業 所：北鉄奥能登バス宇出津支所	能登町
運（鉄道事業） 輸 業	石 川 線 野町駅ほか16駅 浅野川線 北鉄金沢駅ほか11駅	金沢市 白山市 野々市市 内灘町
レジャー・サービス業	コンピューターソフト開発	金沢市
	ガソリンスタンド	金沢市
	ビル管理、清掃業	金沢市
	旅行代理店、広告代理店、保険代理店	金沢市
	自動車教習所	野々市市
	航空事業管理業	小松市
建設業	電気工事	金沢市
	道路設備維持補修	金沢市
賃貸業	貸アパート、貸駐車場、土地建物貸付	金沢市 野々市市 加賀市

9. 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
956	△11

(注) 上記従業員のほかに、パートタイマー及びアルバイト243名を雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
307	△3	45.2	20.2

(注) 上記従業員のほかに、パートタイマー及びアルバイト34名を雇用しております。

10. 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
(株) 北 國 銀 行	1,169
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	941
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	749
(株) み ず ほ 銀 行	655

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 6,000,000株
2. 発行済株式の総数 3,629,711株 (自己株式104,360株を含む)
3. 株主数 4,018名 (自己株式1名を含む)
4. 大株主(上位10名)の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
名 古 屋 鉄 道 (株)	492,831	13.97
(株) 北 國 銀 行	139,284	3.95
石 川 日 野 自 動 車 (株)	25,000	0.70
京 阪 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	23,145	0.65
北 陸 電 力 (株)	23,145	0.65
(株) 北 陸 銀 行	19,873	0.56
損 害 保 険 ジ ャ パ ン (株)	18,604	0.52
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	18,515	0.52
三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス (株)	16,397	0.46
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 (株)	15,044	0.42

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する割合であります。

5. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（令和6年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
宮 岸 武 司	代表取締役社長	(株)北鉄航空代表取締役社長
小 林 工	代表取締役常務（総括役員）	
加 藤 大 勝	常務取締役（企画開発部担当）	
大 塚 直 樹	取締役（鉄道部担当）	(株)ホクリクコム代表取締役社長
田 口 成 樹	取締役（監査室・総務部・人事部・健康管理部担当）	
高 橋 航	取締役（自動車部担当）	
西 宮 義 人	取締役	北鉄金沢バス(株)代表取締役社長
永 山 憲 三	取締役	(株)大日製作所代表取締役会長
安 藤 隆 司	取締役	名古屋鉄道(株)代表取締役会長
茜 栄 成	常勤監査役	名古屋鉄道(株)取締役専務執行役員
岩 切 道 郎	監査役	
東 寿 弘	監査役	

- (注) 1. 取締役 永山憲三、安藤隆司の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 岩切道郎、東寿弘の両氏は社外監査役であります。
3. 令和5年6月29日開催の第111回定時株主総会において、岩切道郎、東寿弘の両氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 令和5年6月29日開催の第111回定時株主総会の終結の時をもって、監査役 矢野裕、藤田和弘の両氏は辞任いたしました。
5. 名古屋鉄道(株)は、当社の主要株主であります。
6. 石川交通(株)は、名古屋鉄道(株)の子会社であります。
7. (株)大日製作所とは特別な関係はありません。
8. 常勤監査役 茜栄成氏は、長年にわたる財務業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	32,129千円
監査役	3名	4,453千円
(うち、社外役員3名)		2,193千円)

(注) 1 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,203千円を含んでおります。

2 上記の員数には、令和5年6月29日開催の第111回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3 期末現在の人員数は取締役9名、監査役3名であります。

4 取締役及び監査役の報酬の額は、平成4年6月26日開催の第80回定時株主総会において取締役は月額2,000万円以内、監査役は月額300万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は23名、監査役の員数は2名です。

5 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法につきましては、職位、会社業績、経済情勢、従業員給与とのバランス、役員本人の成果・責任の実態などを考慮し、株主総会にて決議された総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

6 取締役会は、代表取締役社長宮岸武司氏に対し各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

7 業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておりません。

3. 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

重要な兼職先である法人等と当社との関係につきましては、「1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

②事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
永 山 憲 三	社外取締役	当該事業年度開催の取締役会において5回のうち5回に出席し、審議頂いております。 企業経営者に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘を述べるほか、取締役会の適正性確保のために決議事項及び報告事項について適宜質問するなど、期待する役割を果たしております。
安 藤 隆 司	社外取締役	当該事業年度開催の取締役会において5回のうち2回に出席し、審議頂いております。 企業経営者としての幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘を述べるほか、取締役会の適正性確保のために決議事項及び報告事項について適宜質問するなど、期待する役割を果たしております。
岩 切 道 郎	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会において4回のうち4回と、同監査役会において4回のうち4回に出席し、審議頂いております。 経営に関する幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘を述べています。
東 寿 弘	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会において4回のうち4回と、同監査役会において4回のうち4回に出席し、審議頂いております。 企業経営者としての幅広い見識から、経営全般に対する意見や指摘を述べています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外役員全員との間で当該責任限定契約を締結しております。

概要は、社外取締役及び社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とした損害賠償額を負担するというものです。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

摘 要	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任又は不再任について、必要な措置をとります。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が令和5年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（令和6年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（令和6年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、企業としての公正性、透明性及び法令の遵守や情報公開をはじめ、企業の社会的責任を着実に遂行するために、「業務の適正を確保する体制」を制定し、コンプライアンスとリスク管理体制等の整備を目指しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役が在籍するようにする。

イ 社長を委員長とする企業倫理委員会で、コンプライアンス体制の推進及び管理を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いについては、法令及び当社規則に定められた年限までＩＴ技術も利用して検索機能の高い状態で保存管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要な情報（安全対策・人事政策等）、及び職務執行に関するリスク管理については、各役職員が自らの担当業務に係るリスク又は損害発生の可能性を検証し、未然防止に努める。

特に自動車・鉄道事業では「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全管理規程」をはじめとした諸規程を整備しており、この実効を高めるため「北陸鉄道グループ安全推進委員会」を最高意思決定機関とし、北陸鉄道とグループバス会社が連携をとりながら安全管理の計画・評価・改善を行い、危険性（リスク）の排除に努めるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役会のほか取締役とグループバス会社社長で構成する「構造改善会議」においても審議し、取締役を含めた部長職以上で構成する「部長会」において情報を共有することで各業務部門でのスムーズな計画、改善施策の検討及び必要な措置を実施する。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 職務権限規則の遵守を徹底する。

イ 「コンプライアンス」に関する講習会を実施する等、意識の日常化を図る。

ウ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制は、監査室を所管とする「ヘルプライン（内部通報制度）」とし、中立性を確保する。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関連会社統括事項通達」に基づき、定期的に開催される関連会社社長会や安全推進委員会・営業連携会議・運行連携会議等において、決算状況その他業務執行状況の提出を求め、取締役にその内容を報告する。

イ 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社にリスクマネジメントを行うことを求める等、グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践を行うための体制を確立する。

ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署が業務監査を行い、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を通じてこれを指導する。

エ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役職員のコンプライアンス意識の定着を図るほか、子会社にコンプライアンス責任者を配置する等、業務の適正を確保するための体制を確立する。

オ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査担当部署は、子会社の業務の適正について調査し、調査結果を関係する取締役及び監査役に報告する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際は、その内容につき協議の上、要望に沿うよう取り計らうこととする。

なお、使用人を置く場合、取締役はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査役の同意の上でこれを行うものとする。

使用人は、取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

ア 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

具体的な報告すべき主な事項は下記のとおりとし、速やかに報告するものとする。

- 1) 取締役会、構造改善会議及び部長会に出席し、審議報告される事項を共有する。
- 2) 社内で決裁される稟議書は全て報告する。
- 3) 内部監査結果及び各部署で発生する情報等はその内容を報告する。

イ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令・定款違反となる事項、当社又は子会社に著しい損害を与えるおそれのある事項その他経営上及びコンプライアンス上重要な事項を監査役に報告する。

ウ 前イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人等は、監査役に前イの報告をしたこと、又は内部通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

エ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、公認会計士及び弁護士等の外部の専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。そのほか、監査役の職務の執行について臨時的に生じた費用は当社が負担する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査活動において必要となる内部資料がある場合、当社関係部署担当者は、要求された資料はすみやかに閲覧に供するとともに、資料作成等の実務面において補佐する。

また、監査役に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士等外部の専門家から監査業務に係る助言を受ける機会を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は5回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は5回、北陸鉄道グループ安全推進委員会は12回、構造改善会議は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査担当部署である監査室、会計監査人との間で情報及び意見を交換し、連携を図っております。
- ③ 監査室は内部監査活動計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務の監査及び内部統制監査を実施いたしました。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

令和 6 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,869,809	流 動 負 債	4,889,810
現 金 及 び 預 金	2,371,091	支払手形及び買掛金	231,641
受取手形、売掛金及び契約資産	425,695	短 期 借 入 金	1,510,167
未 収 金	1,882,965	リ ー ス 債 務	254,611
商 品 及 び 製 品	24,732	未 払 法 人 税 等	53,796
仕 掛 品	22,555	未 払 金	1,150,414
原材料及び貯蔵品	75,174	賞 与 引 当 金	286,740
そ の 他	71,634	前 受 金	613,871
貸 倒 引 当 金	△ 4,041	固定資産除却損失引当金	9,800
		災 害 損 失 引 当 金	188,139
		そ の 他	590,627
固 定 資 産	12,591,338	固 定 負 債	6,538,313
有 形 固 定 資 産	9,610,095	長 期 借 入 金	3,188,213
建物及び構築物	2,390,922	リ ー ス 債 務	511,290
機械装置及び運搬具	1,224,022	繰 延 税 金 負 債	36,305
土 地	5,191,225	役員退職慰労引当金	99,167
リ ー ス 資 産	678,254	固定資産除却損失引当金	238,000
そ の 他	125,670	退職給付に係る負債	1,961,493
無 形 固 定 資 産	125,191	資 産 除 去 債 務	272,834
投資その他の資産	2,856,052	負 の の れ ん	8,422
投資有価証券	1,425,870	そ の の 他	222,588
繰延税金資産	1,280,350		
そ の 他	149,830	負 債 合 計	11,428,124
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	5,624,394
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	1,746,313
		利 益 剰 余 金	4,012,891
		自 己 株 式	△ 234,810
		その他の包括利益累計額	363,664
		その他有価証券評価差額金	358,283
		退職給付に係る調整累計額	5,381
		非 支 配 株 主 持 分	44,963
		純 資 産 合 計	6,033,023
資 産 合 計	17,461,148	負債及び純資産合計	17,461,148

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		11,180,168
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	10,110,103	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	923,435	11,033,538
営 業 利 益		146,629
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,666	
そ の 他 の 収 益	82,537	96,203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,167	
そ の 他 の 費 用	8,828	59,995
経 常 利 益		182,837
特 別 利 益		
補 助 金	833,522	
工 事 負 担 金 益	690,777	
そ の 他 の 特 別 利 益	230,740	1,755,040
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	658,571	
災 害 に よ る 損 失	204,125	
そ の 他 の 特 別 損 失	18,817	881,514
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,056,363
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	63,316	
法 人 税 等 調 整 額	165,865	229,181
当 期 純 利 益		827,182
非支配株主に帰属する当期純利益		1,633
親会社株主に帰属する当期純利益		825,549

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100,000	1,746,313	3,187,341	△ 234,810	4,798,845
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			825,549		825,549
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					—
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	825,549	—	825,549
当連結会計年度末残高	100,000	1,746,313	4,012,891	△ 234,810	5,624,394

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	230,943	△ 1,857	229,085	43,233	5,071,165
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			—		825,549
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	127,339	7,239	134,579	1,729	136,309
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	127,339	7,239	134,579	1,729	961,858
当連結会計年度末残高	358,283	5,381	363,664	44,963	6,033,023

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

令和 6 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,969,527	流 動 負 債	3,780,328
現金及び預金	494,112	短期借入金	1,708,065
未収運賃	103,624	未払金	1,192,631
未収金	1,223,959	未払費用	97,495
未収収益	4,032	未払消費税等	20,761
関係会社短期貸付金	48,000	未払法人税等	1,256
商品	211	預り連絡運賃	4,948
貯蔵品	49,298	預り金	23,603
前払費用	25,416	前受運賃	493,716
その他の流動資産	20,872	前受収益	24,607
		契約負債	50,891
		賞与引当金	116,970
		固定資産除却損失引当金	9,800
		資産除去債務	2,280
		災害損失引当金	33,300
固 定 資 産	9,601,555	固 定 負 債	3,885,266
自動車事業固定資産	3,361,056	長期借入金	1,933,350
鉄道事業固定資産	700,614	退職給付引当金	1,315,504
その他事業固定資産	2,140,884	役員退職慰労引当金	33,118
各事業関連固定資産	50,133	固定資産除却損失引当金	216,000
その他の固定資産	38,850	資産除去債務	170,807
投資その他の資産	3,310,017	負ののれん	4,147
関係会社株式	626,433	その他の固定負債	212,338
投資有価証券	1,309,809		
関係会社長期貸付金	881,200	負 債 合 計	7,665,594
長期前払費用	8,625	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	904,109	株 主 資 本	3,573,756
その他の投資等	62,464	資 本 金	100,000
貸倒引当金	△ 482,624	資 本 剰 余 金	1,746,888
		資 本 準 備 金	32,032
		その他資本剰余金	1,714,855
		利 益 剰 余 金	1,961,678
		利 益 準 備 金	184,152
		その他利益剰余金	1,777,526
		別 途 積 立 金	400,000
		繰越利益剰余金	1,377,526
		自 己 株 式	△ 234,810
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	331,732
		その他有価証券評価差額金	331,732
		純 資 産 合 計	3,905,488
資 産 合 計	11,571,083	負債及び純資産合計	11,571,083

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
自 動 車 事 業		
営 業 収 益	3,869,542	
営 業 費	3,184,215	
営 業 利 益		685,327
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	530,423	
営 業 費	746,909	
営 業 損 失		216,485
そ の 他 事 業		
営 業 収 益	334,662	
営 業 費	175,612	
営 業 利 益		159,049
全事業営業利益		627,891
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,965	
そ の 他 の 収 益	37,048	58,013
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,173	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	97,953	
そ の 他 の 費 用	6,540	135,666
経 常 利 益		550,238
特 別 利 益		
工 事 負 担 金 益	655,053	
補 助 金	73,672	
そ の 他 の 特 別 利 益	20,126	748,852
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損 失	642,263	
災 害 に よ る 損 失	35,380	
そ の 他 の 特 別 損 失	16,363	694,007
税 引 前 当 期 純 利 益		605,084
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,256	
法 人 税 等 調 整 額	199,713	200,969
当 期 純 利 益		404,114

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 繰 越 利 益 剰 余 金 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	100,000	32,032	1,714,855	1,746,888	184,152	400,000	973,411	1,557,563
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				－			404,114	404,114
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				－				－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	404,114	404,114
当 期 末 残 高	100,000	32,032	1,714,855	1,746,888	184,152	400,000	1,377,526	1,961,678

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△ 234,810	3,169,642	212,555	3,382,197
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		404,114		404,114
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		－	119,176	119,176
当期変動額合計	－	404,114	119,176	523,290
当 期 末 残 高	△ 234,810	3,573,756	331,732	3,905,488

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月15日

北陸鉄道株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 波 洋 行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸鉄道株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月15日

北陸鉄道株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 洋 行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸鉄道株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月16日

北陸鉄道株式会社 監査役会			
常勤監査役	茜	栄	成
社外監査役	岩	切	道
社外監査役	東	寿	弘
			以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役大塚直樹及び永山憲三の両氏は辞任されます。つきましては退任取締役の補欠として取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、当社定款第18条第2項の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	※ しろた たかお 城 田 貴 央 (昭和47年5月24日生)	平成7年4月 名古屋鉄道㈱入社 令和元年7月 同社西部支配人 令和2年10月 同社鉄道事業本部運転保安部長 令和4年4月 同社デジタル推進部付部長 令和5年7月 ㈱メイテツコム事業統括本部 営業部ゼネラルマネージャー 令和6年4月 当社企画開発部付部長（現任）	0株
2	※ たかくわ こういち 高 桑 幸 一 (昭和25年2月9日生)	昭和43年3月 松下電器産業㈱入社 昭和53年5月 ㈱キヨー・エイ入社 平成7年7月 同社代表取締役社長 平成31年4月 同社代表取締役会長（現任）	0株

（※は、新任取締役候補者であります。）

（注）

- 各候補者と当社の間には、いずれも特別な利害関係はありません。
- 取締役候補者高桑幸一氏は、社外取締役候補者であります。
- 高桑幸一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、地域の主幹的な電気設備機器商社である㈱キヨー・エイの代表取締役会長をされており、その卓越した経営手腕は広く社会の認識するところであります。また、多方面に幅広い知識と豊富な経験をお持ちであり、当社の経営に的確なご意見を頂戴できるものと考えます。
- 当社は社外取締役候補者高桑幸一氏に対しまして社外取締役就任をもって、責任限定契約を締結することを予定しております。

この責任限定契約の概要は、社外取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与え

た場合において、善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とした損害賠償額を負担するというものです。

5. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査役全員任期満了につき3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	※ おおつか なおき 大 塚 直 樹 (昭和41年11月18日生)	平成2年5月 当社入社 平成26年7月 当社部長心得（監査室長） 平成29年4月 当社部長（監査室長） 平成29年6月 当社常勤監査役 令和2年6月 当社取締役総務部長 令和4年6月 ㈱ホクリクコム代表取締役社長（現任） 令和4年6月 当社取締役鉄道部長（現任）	250 株
2	※ うめむら ゆうすけ 梅 村 有 輔 (昭和44年7月31日生)	平成5年4月 名古屋鉄道㈱入社 平成28年7月 同社事業管理部長 令和3年6月 同社執行役員 令和4年4月 名鉄協商㈱取締役 令和6年4月 名古屋鉄道㈱執行役員（現任） 令和6年4月 同社グループ事業部長（委嘱）（現任）	0 株
3	ひがし としひろ 東 寿 弘 (昭和41年7月27日生)	平成2年4月 名古屋鉄道㈱入社 平成28年6月 ㈱岐阜グランドホテル取締役 令和2年6月 名鉄四日市タクシー㈱取締役 令和4年6月 名鉄東部交通㈱取締役 令和5年6月 石川交通㈱代表取締役社長（現任） 令和5年6月 当社社外監査役（現任）	0 株

（※は、新任監査役候補者であります。）

（注）

1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

2. 監査役候補者大塚直樹氏は、本総会終結の時をもって取締役を辞任する予定であります。
3. 梅村有輔及び東寿弘の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 東寿弘氏の当社社外監査役就任期間は本総会の時をもって1年となります。
5. 社外監査役候補者の選任理由について
 - (ア) 梅村有輔氏につきましては、名古屋鉄道㈱の執行役員を務められており、企業経営に精通し、その経験・見識から社外監査役として職務を適切に遂行できるものと考えます。以上の理由から社外監査役としての選任をお願いするものであります。
 - (イ) 東寿弘氏につきましては、石川交通㈱の取締役社長を務められており、旅客自動車運送事業に精通し、その経験・見識から社外監査役として職務を適切に遂行できるものと考えます。以上の理由から社外監査役としての選任をお願いするものであります。
6. 梅村有輔及び東寿弘の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）であったことはありません。
7. 梅村有輔及び東寿弘の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 梅村有輔及び東寿弘の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

当社は東寿弘氏との間で責任限定契約を締結しております。東寿弘氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、梅村有輔氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。この責任限定契約の概要は次のとおりであります。

 - ・社外監査役がその任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を上限として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
10. 当社は当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される大塚直樹、永山憲三の両氏及び常勤監査役を退任される茜栄成氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任頂きたいと存じます。退任取締役に対する退職慰労金につきましては、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿って、当社の定める一定の基準内とするものであり、その内容は相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おおつか なおき 大 塚 直 樹	令和2年6月 当社取締役（現任）
ながやま けんぞう 永 山 憲 三	平成26年6月 当社社外取締役（現任）
あかね しげなり 茜 栄 成	令和2年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

<メモ欄>

[illegible]

株主へのご案内

決 算 日 3月31日

株式に関する事務の取扱	株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
	郵便物の送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
	電 話 照 会 先	フリーダイヤル 0120-782-031
	取 次 所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店

株主総会会場ご案内図

会場 金沢市尾山町 9 番13号
金沢商工会議所会館

交通 「南町」バス停より徒歩 2 分

